

平成29年9月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	平成29年9月29日(金) 午前8時52分～11時20分まで
出席委員	(農業委員 7人) 1番：鎌田勝敏 2番：工藤久美子 3番：坂本康充 5番：堀田計一 6番：西和浩 7番：後藤ミホ 8番：平野豊文 (農地利用最適化推進員 7人) ・岡定男 矢野健藏 國岡伸二 久保田博文 田村和之 岸法彦 西哲郎
欠席委員	(農業委員 0人 推進員 0人) 農業委員： 0名 推進委員： 0名
出席職員	事務局長：瀧上達也 専門監：三隅秀俊 主事：濱砂裕紀
会議録署名委員	7番：後藤 ミホ 8番：平野 豊文
議事日程	平成29年9月29日(金) 1日間
報告	(1) 9月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告(5条 1件) (3) 農家相談日結果報告について(1件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 相続届の提出について(2件) ② 合意解約書の提出について(3件) ③ 農地相談員の活動について(1件) ④ その他
会議事件	議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第42号 農用地利用集積計画(所有権移転)について
事務局 (事務局長)	行事の関係で1日農業委員会の定例総会が延びたことをお詫び致します。 ただ今から9月期の木城町農業委員会定例総会を始めたいと思います。皆さんご起立ください。一同、礼。ご着席ください。それでは、まず、最初に会長からご挨拶をいただきます。よろしく申し上げます。
議長(会長) 鎌田 勝敏	皆さん、お早うございます。今朝は寒くなかったですか。大変、爽やかな素晴らしい気候ですね。台風18号が鹿児島を上陸しまして、日本列島を縦なめにしていきましたが、私を見る限りでは、この木城町では大きな災害はなかったように思います。全国的には、大変な被害にあわれている所が出ています。昨日、衆議院が解散ということで、いよいよ選挙が始まる訳ですけど、私たちも関心を持たなければならないような、何れにしましても、私たちの生活は、私たちで守らなければならないというような気持ちはあります。皆さんに置かれましても、いろいろな考え方、捉え方があると思いますが、その中で惑わされないように自己判断をされて生活をしていくべきかと思っております。

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>す。堅い話をしましたけれども、定例総会という事で、推進員の方につきましては2回目の総会となりますけど、本会がスムーズに進むようご協力をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>有難うございました。それでは、進行を会長にお願いします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>ただ今から平成29年9月期の総会を開会いたします。 本日の本会議の出席は、農業委員7名中全員出席ですので、総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は7名中全員出席ですので合計14名の出席となっています。 議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。 （異議なし） それでは、7番後藤委員と8番平野委員にお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅専門監と濱砂主事を指名いたします。 それでは、本会議に入ります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第40号農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、資料の11ページをお願い致します。 議案第40号農地法第3条の規定による許可申請の承認について 農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。 <p>受付番号13番 譲渡人K・K 譲受人K・H 土地表示 大字椎木字似り 地番〇〇番 地目 畑 地積4,378㎡ 他12筆 合計 田11筆 15,246㎡ 畑2筆 13,905㎡ 計29,151㎡ 移動区分 贈与 経営状況 家族数3 労働力1 経営面積29,151㎡ 移動の理由 生前贈与 担当委員は7番後藤委員です。資料につきましては、14～15ページに添付しております。</p> <p>受付番号14番 貸付人I・T 借受人M・H 土地表示 大字椎木字宮ノ牧 地番〇〇番 地目 田 地積2,909㎡ 移動区分 賃貸借 借賃10aあたり12,500円 経営状況 家族数2 労働力1 経営面積28,383㎡ 移動の理由 規模拡大 担当は7番後藤委員です。資料につきましては16ページに添付しております。</p> <p>受付番号15番 譲渡人Y・M 譲受人H・T 土地表示 大字高城字下鶴河原 地番〇〇番 地目 田 地積432㎡ 他10筆 合計 田11筆 6,595㎡ 移動区分 売買 売買価格 全部で2,638,000円 経営状況 家</p> </p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>族1 労働力3 経営面積7,802㎡ 移動の理由 規模拡大 担当は1番鎌田会長です。資料につきましては、17ページに添付しております。</p> <p>受付番号16番 譲渡人N・T 譲受人H・M 土地表示 大字椎木字木ノ瀬川原 地番〇〇番 地目 田 地積3,044㎡ 他8筆 合計 田8筆 10,766㎡ 畑1筆 253㎡ 計11,019㎡ 移動区分 贈与 経営状況 家族数5 労働力2 経営面積7,982㎡ 家畜 繁殖牛25頭 移動の理由 生前贈与 担当は2番工藤委員です。資料につきましては、18～19ページに添付しております。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号13番につきまして担当の7番後藤委員から説明をお願いします。</p>
<p>(7番) 後藤 ミホ</p>	<p>受付番号13番につきまして、生前贈与ということで譲渡要件の耕作面積の下限面積について気になりましたので事務局に確認をさせていただきました。50a以上の経営面積が必要という事ですが、譲受人K・Hさんは、数年前から自分で耕作されていなくてお勤めに出られています。25日の夜にお伺いし譲渡の用件を説明しましたところ、50a以上は、必ずご自身で耕作されるということでしたので、要件は満たせるものと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>(7番) 後藤 ミホ</p>	<p>つづきまして、受付番号14番について、説明致します。先月、農地相談員の相談関係の資料を皆さんに配られたかと思いますが、今回の総会において申請書を提出されました。借受人のM・Hさんが貸付人のI・Tさんの土地を耕作されるということです。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>この件につきまして、担当地区の農地利用最適化推進員の・岡推進委員から補足があればお願い致します。</p>
<p>(推進委員) ・岡 定男</p>	<p>特にございませぬ。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号15番につきまして、担当委員である私から説明致します。譲渡人のY・Mさんは、以前から農業経営を縮小したいと考えておられまして、今回、譲受人のH・Tさんが買われるということでもあります。先に出ました、合意解約のなかで、賃借人のH・Sさんが耕作をされていますが、購入の相談をされた所、購入の意思は無いということでした。そこで、購入していただけるならという事で、H・Tさんが購入されることとなりました。このH・Tさんにつきましては、皆さんご存知の方もおられると思いますが、以前から少しずつ下鶴地区の土地を購入されています。現在の所、耕作されている状況ではありません。どちらかといえば、放置されているのではないかとという危惧をされていると思います。私も本人に会う度にお話はしておりますが、H・Tさんの回答は、耕作面積が少ないから、なかなか耕作が出来ないと話をされます。今回の農地を合わせると1町とちょっとになります。先日、下鶴公民館の前のNさん</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>の田が、購入されて2年間放置されていました。1度、キャベツを作られましたがうまくいかず、その後は草山になっていました。3、4日前、草を刈り耕作の意思を示めされています。今回、購入される農地ですが、下鶴河原と藪村下です。藪村下は、下鶴川原と境目で隣接地あります。下鶴地区よりも高鍋町よりの方に位置する所であります。今後は、田村推進員とともに見守りながら耕作をするようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>この件につきまして、担当地区の農地利用最適化推進員の田村推進委員から補足があればお願い致します。</p>
<p>（推進委員） 田村 和之</p>	<p>特にございませぬ。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号16番につきまして担当の2番工藤委員から説明をお願い致します。</p>
<p>（2番） 工藤 久美子</p>	<p>受付番号16番につきまして説明致します。譲受人H・Mさんは、譲渡人N・Tさんのお孫さんになられるそうです。H・Yさんは、昨年から認定新規就農者になられて、繁殖牛をされています。N・Tさんは、昨年まで田を作られていたのですが、病気をされて今年は、お孫さんのHさんが全て耕作されたそうです。一生懸命頑張っているとのこと、全てお孫さんに譲渡したいとのこと申請されています。この18ページ田ですが、現在ハウスが建っています。今度の台風でビニールが破れた箇所もありますが、Nさんも今元気になられて、野菜を作りたいとのことですので、そのままにしてありますが、作らないときは直ぐにでも、ハウスは撤去して飼料を作りたいとお話されています。ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>この件につきまして、担当地区の農地利用最適化推進員の岸推進委員から補足があればお願い致します。</p>
<p>（推進委員） 岸 法彦</p>	<p>特にございませぬ。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。議案40号農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。質疑のある方は挙手の上、受付番号を言われてから質疑をお願い致します。</p>
<p>（推進委員） 田村 和之</p>	<p>判らない所がありますので、事務局に教えてもらいたいのですが、相続の場合、この申請が出ていますが、私も父の田を相続して登記をしてそれだけをしたのですが、それは自動的に申請がでるのですか。それとも、申請が出ないと農業委員会のほうでは審議しないのですか。私は申請しなかったのに、ミスをしたのかなと、いかがでしょうか。</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	すみませんが、今、議案 40 号に関するのことで、総会後の協議会でお願いします。
（推進委員） 田村 和之	はい、判りました。
議長（会長） 鎌田 勝敏	私の説明が足りませんでした、農地利用最適化推進員の方は、ご自身の担当地区の案件のみ発言ができます。他の事に関しては、発言ができませんので、ご理解の程、よろしくをお願いします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	他に、質疑はございませんか。質疑が無いようですので質疑を打ち切りたいと思います。それでは、お諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。 （異議なし） 質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案 40 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 13 番、14 番、15 番、16 番の申請につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案 40 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 13 番、14 番、15 番、16 番は承認可決と致します。
議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の説明と朗読をお願い致します。
事務局 （事務局長）	それでは、総会資料の 20 ページをお願いします。 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。 受付番号 9 番 譲渡人 O・K 譲受人〇〇株式会社 土地表示 大字高城字堀ノ内 地番〇〇番 地目 畑 地積 784 m ² 他 2 筆 合計 畑 3 筆 2,405 m ² 移動区分 使用賃借 転用目的 豚舎 2 棟 施設概要 豚舎 2 棟 888 m ² (444 m ² × 2 棟) 担当委員は、5 番堀田委員です。資料につきましては 21 ～ 30 ページに添付してあります。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、写真説明をお願い致します。
事務局 （濱砂 主事）	プロジェクターにて写真説明。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、担当委員の 5 番堀田委員に説明をお願い致します。

<p>(5番) 堀田 計一</p>	<p>○・Kさんは川南町の方です。現在、Mさんの豚舎を購入され、そのまま豚舎として使用されています。資料の22ページをご覧ください。畑が山林の状態となっていますが、その下の方に、豚舎を増設されるということです。設備等は、資料に記載してありますのでご覧ください。以上です。</p>
<p>(議長) 会長 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりましたので、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号9番につきまして、質疑をお受け致します。質疑がある方は挙手をお願い致します。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号9番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について受付番号9番につきましては承認ということで原案どおり許可相当として県知事に意見書を添えて進達させていただきます。</p>
<p>(議長) 会長 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第42号農用地利用集積計画(所有権移転)についてであります。事務局長の朗読・説明をお願い致します。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>それでは資料の31ページをお願い致します。</p> <p>議案第42号農用地利用集積計画(所有権移転)についてであります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号1番 受付番号9番 移動区分 売買 譲受人T・Y 譲渡人A・T 土地表示 大字椎木字新田 地番〇〇番 地目 田 地積750㎡ 利用目的 飼料作物 売買価格 全部で337,500円 支払方法 口座払い 移転時期・支払時期・引渡時期 2017年10月31日 担当委員は7番平野委員です。資料につきましては、32ページに添付しております。以上です。</p>
<p>(議長) 会長 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりましたので、担当委員の8番平野委員に説明をお願い致します。</p>
<p>(8番) 平野 豊文</p>	<p>この土地につきましては、前任の方が話をされておりまして、9月4日に矢野推進員と譲受人A・Tさんのお宅に行きお話をし、私達では難かしいと事務局と相談し、事務局と矢野推進員の方でこの契約の申請になりました。以上です。</p>

<p>(議長) 会長 鎌田 勝敏</p>	<p>この件につきまして、担当地区の農地利用最適化推進員の矢野推進委員から補足があればお願い致します。</p>
<p>(推進委員) 矢野 健藏</p>	<p>特にございませぬ。</p>
<p>(議長) 会長 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりましたので、議案第 42 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) についてであります。受付番号 9 番につきまして、質疑をお受け致します。質疑がある方は挙手をお願い致します。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第 42 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) についてであります。受付番号 9 番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 42 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) について受付番号 9 番につきましては承認可決と致します。</p> <p>以上で、本会議を終了致します。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>1 10月の行事予定について 2 その他</p>
<p>協 議 会</p>	<p>以上をもちまして、平成 29 年 9 月期の総会を閉会します。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p>